

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員報酬及び費用弁償に関する事項を本会定款第25条の規定に基づき定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 会長の報酬は、その職に就いた月からその職を離れた月まで支給する。

2 理事及び監事の報酬は、毎会議ごとに出席した日数により算出した額を支給する。

(報酬の支給制限)

第4条 役員等のうち次の者には報酬を支給しない。

- (1) 東郷町の常時勤務に服することを要する特別職の職員及び教育長
- (2) 東郷町職員定数条例（昭和42年東郷町条例第2号）第2条各号に規定する職員
- (3) 本会職員

(費用弁償)

第5条 役員等が本会の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、東郷町職員の旅費に関する条例（昭和45年東郷町条例第20号）の例により支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て決する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人東郷町社会福祉協議会役員・評議員報酬及び費用弁償規程（平成3年7月9日施行）は、廃止する。

別表（第2条関係）

(単位：円)

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 額 7 0 , 0 0 0
理 事 ・ 監 事	1 日 3 , 0 0 0